

届出書類の郵送について

当消防本部では一部の届出書類について、消防署へ来署せずに、必要な届出ができるよう郵送による受付を実施しています。郵送される方は、下記の点について、注意してください。

<郵送で受け付ける届出書等について>

郵便受付の対象とするのは、**手数料徴収が必要となる危険物の許認可及び承認の申請等を除く**、法令及び条例に基づく届出とします。

【例】・防火管理者選任解任届出書

- ・消防計画作成変更届出書
- ・防火対象物使用開始届出書
- ・消防用設備等点検結果報告書
- ・工事整備対象設備等着工届出書
- ・消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書
- ・消防用設備等工事計画届出書
- ・火を使用する設備等の設置の届出
- ・道路工事届出書
- ・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書
- ・製造所等定期点検結果届出書
- ・危険物保安監督者選任・解任届出書



これらの届出が
該当します

<返信用封筒の同封について>

副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を添付し同封してください。

<記入漏れ等の書類に不備がある場合>

記入漏れ、押印漏れ、添付書類不足等の書類の不備があると受付ができません。

また、2部提出する必要があるのに1部しか封筒に入っていない場合や、届出書類に訂正等が必要な場合は、電話連絡する必要がありますので、連絡先(電話番号)を必ず記入ください。

郵送で提出可能かわからない、記入要領等がわからない場合等は、管轄消防署にお問い合わせください。



淡路広域消防事務組合